

平成 27 年 3 月

被保険者各位

フジクラ健康保険組合

付加給付(足きり額)の変更について

日頃より健康保険の事業運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、付加給付(足きり額)につきまして、今までは 20,000 円を自己負担の上限としていましたが、25,000 円に変更することといたしましたので、お知らせいたします。

背景は健保財政の窮乏及び行政からのガイドラインでも 25,000 円が例示されていることであり、去る 2 月 2 日に開催された第 250 回組合会において、下記の通り承認されました。

記

【1】変更対象となる付加給付

- ①一部負担還元金
- ②家族療養費付加金
- ③合算高額療養費付加金
- ④(家族)訪問看護療養費付加金

【2】変更内容

《現行》 レセプト 1 件につき、自己負担額から 20,000 円を控除した額を支給。
100 円未満切り捨て。

《改定後》 レセプト 1 件につき、自己負担額から 25,000 円を控除した額を支給。
100 円未満切り捨て。1,000 円未満不支給。

* 下線は変更部分

【3】変更日

平成 27 年 4 月診療分から

以 上